

## 河内町障害者活躍推進計画

機関名	河内町	
任命権者	河内町長 野澤良治	
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	
河内町における障害者雇用に関する課題	<p>河内町における、令和2年度から令和4年度に行った障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、障害者の算定対象となる範囲等についての適正な報告、法定雇用率の達成が確認された。</p> <p>本計画期間の終期まで、法定雇用率を維持できるよう、また障害者である職員の活躍を持続的に推進するためには、更なる体制整備や各種取組が必要であるため、職員研修を実施する等を計画していく。</p>	
目標		
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度)在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。</p> <p>(参考)令和4年6月1日時点の実雇用率:1.96% 実雇用率が法定雇用率を下回っていますが、不足数は0人であるため法定雇用率達成</p> <p>(評価方法)毎年の任免状況通報により把握し、進捗状況を管理する。</p>	
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>(評価方法)毎年の任免状況通報により把握し、進捗状況を管理する。</p>	
取組内容		
1. 障害者の活躍を推進する体制整備		
	(1)組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
	(2)人材面	○総務課及び障害者が配属されている課等の職員を中心に、年1回程度、厚生労働省障害者雇用対策課又は茨城労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		<p>○異動又は新規採用時等、その他適時に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p> <p>○身体障害等により、従来の業務遂行が困難となった職員より相談があった場合は、負担なく職務を遂行できるよう職務の選出及び創出について検討を行う。</p>

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1)職務環境	<p>○基礎的環境整備として、適時環境整備を検討する。</p> <p>○所属長による年2回程度の面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
	(2)募集・採用	<p>○特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を行う。</p> <p>○募集・採用選考に当たり、応募者の障害特性に配慮した対応を行う。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に該当する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
	(3)働き方	<p>○テレワーク勤務の活用を促進するとともに、時差出勤・早出遅出制度、などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。</p> <p>○時間単位の年次有給休暇や、療養休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
	(4)キャリア形成	<p>○任期付きの非常勤職員等を任用した場合について、採用の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。</p> <p>○本人の希望等も踏まえつつ、職務につながる研修を周知し、受講の機会を付与するように務める。</p>
	(5)その他の人事管理	<p>○年2回の定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、業務日報等による状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を検討する。</p> <p>○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を検討する。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4. その他		
		<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○平成25年度から障害者終了就労施設等を対象とした調達を実施し、毎年度、これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等を拡げていけるよう配慮する。(令和3年度実績5件)</p> <p>○障害者就労施設等が生産・加工・製作した物品の販売の場を提供する。</p>